

傷害見舞金制度のQ&A（よくあるご質問と回答）です。

Q①. 「大会ごとの加入 1大会2日間まで対応」あるいは、「行事開催日（1行事2日間まで）となります。」とありますが、連続する2日間の行事を指しているのでしょうか。

Q②. 日程として、離れているが、同一目的の行事を、1大会2日間として加入が出来ますか。日程が離れている場合は、どの程度まで許容されるのか。（数日間、数週間、数か月）

A①②. トーナメント戦のように土・日に実施また、合宿1泊2日など、予選一週間後に決勝など対象にしています。また雨天順延の場合にも対応しています。

Q③. 加盟・登録制で年間のリーグを行っておりますが、たとえば、10日間リーグを、2日×5回に分けて加入が可能なのか。

A③. OKです。名簿を提出してください。

Q④. 大会日（日曜）と、前日練習日（土曜）とで、加入が可能なのか。

Q⑤. 大会日（日曜）と、4日前あるいは11日前の練習日（水曜）とで、加入が可能なのか。

A④⑤. とともに加入できません。大会と練習会のセットはないです。

Q⑥. 「新日本スポーツ連盟主催行事に参加中（往復途上を含む）」とありますが、行事日の自宅を出発から、自宅に帰着までの途上を対象になりますか。

A⑥. はい、行事開催日の往復途上を対象となります。行事開催日の前日や翌日での往復途上は対象外です。

Q⑦. お勧めする際には、スポーツ安全協会が扱う「スポーツ安全保険」との比較になるかと考えます。傷害見舞金制度の特徴とメリットを、いくつか教えて下さい。デメリットで明確になっていることがあれば教えて下さい。賠償制度が無い事は承知しています。

A⑦. 傷害見舞金制度は参加者への「主催者責任」を果たすこと「安全への取り組み」を促すことを目的にしており「会員が互いに支え合おう」という互助制度です。従って、いわゆる「保険」ではありません。「団体での活動中およびその往復中」を対象にして、保険会社と契約し再保険（補償制度）加入しています。他の傷害保険との違いは、案内に記されています特定疾病が対象になっています。

以上です。ご不明な点は、お尋ねください。